

監 査 報 告 書

2022年5月18日

学校法人愛知淑徳学園
理事会 御中

学校法人愛知淑徳学園

監事 飯野 博文 ㊟

監事 鈴木 郁雄 ㊟

学校法人愛知淑徳学園（以下「法人」という。）の監事として、私立学校法第37条第3項に基づき、法人における2021年度の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。その概要は次のとおりです。

記

1 法人の業務について

2021年度に開催された理事会には、毎回2人の監事が出席し、業務の決定及び執行の状況を把握するとともに、重要な決裁書類を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した結果、法人の業務に関する決定及び執行は、適切であることを認めます。

2 法人の財産状況について

財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しております。

監査の結果、法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

※個人情報等の問題により署名及び印影は非公開としております。

監 査 報 告 書

2022年5月18日

学校法人愛知淑徳学園
評議員会 御中

学校法人愛知淑徳学園

監事 飯野 博文 ㊟

監事 鈴木 郁雄 ㊟

学校法人愛知淑徳学園（以下「法人」という。）の監事として、私立学校法第37条第3項に基づき、法人における2021年度の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。その概要は次のとおりです。

記

1 法人の業務について

2021年度に開催された理事会には、毎回2人の監事が出席し、業務の決定及び執行の状況を把握するとともに、重要な決裁書類を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した結果、法人の業務に関する決定及び執行は、適切であることを認めます。

2 法人の財産状況について

財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しております。

監査の結果、法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

※個人情報等の問題により署名及び印影は非公開としています。